

自転車はルールを守って安全に!

「道路交通法」の一部改正(令和5年4月1日施行)により、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされています。

また、「北海道自転車条例」(平成30年4月1日施行)では、自転車の安全な利用のため、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入について規定しています。

【ヘルメットの着用】

- ◎自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
(道交法第63条の11第1項、北海道自転車条例第5条第2項)
- ◎自転車の運転者は、他の人を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。(道交法第63条の11第2項)
- ◎児童・幼児を保護する責任のある方は、児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。(道交法第63条の11第3項)
- 事業者は、従業員等への乗車用ヘルメット着用を推奨しましょう。
(北海道自転車条例第8条第2項)



自転車利用者の 努力義務です!

【自転車損害賠償 保険等への加入】

- ◎万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。(北海道自転車条例第16条第1項)
- 自転車貸付業者等は、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。(北海道自転車条例第16条第3項)

もし自転車事故の
加害者になってしまったら
1億円が必要に!?



夜間、小学生男児が帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は意識が戻らない状態。

損害賠償額 **9,521万円**

自転車損害賠償保険への加入はインターネット・コンビニエンスストアでも簡単に手続きできます。また、自動車保険等の特約にもあります。



詳しくは
北海道庁HPへ



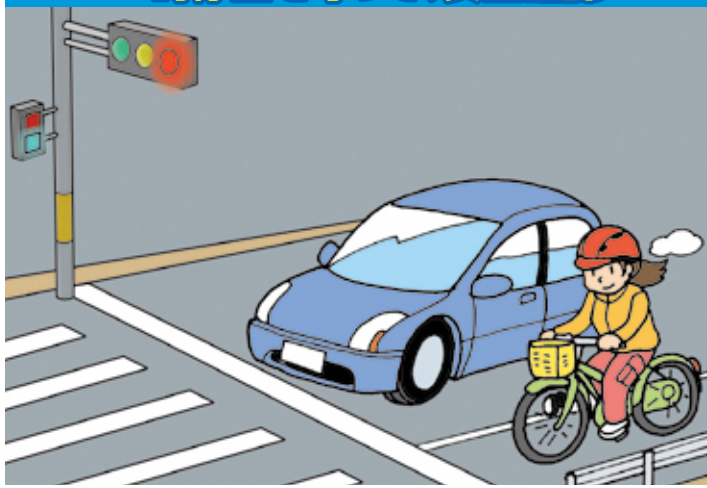
自転車安全 利用五則 を守りましょう!



① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



② 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認



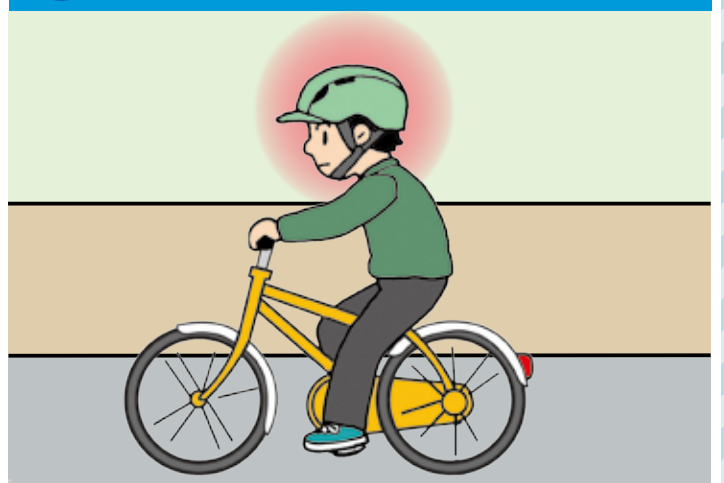
③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



お問い合わせ

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
TEL:011-204-5219

詳しくは、北海道のHPを!

北海道 自転車の安全利用

検索



環境に 観光に 健康に



北海道

もっと、自転車北海道。